

畜産物の表示（肉類（カットしたものや単に凍結させたものを含む）、食用鳥卵で殻付きのもの）

畜産物に必ず表示しなければならない事項は、名称と原産地です。

また、食肉には、業界ルールである「食肉の表示に関する公正競争規約」による表示事項もあります。

◆食肉の表示

●対面販売のもの

- ① 食肉の種類・部位・用途
- ② 原産地

◆国産品は、国産と記載します。

ただし、最も長い期間飼養した都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載することができます。

※複数の産地で飼養された場合は、最も飼養期間が長い場所を原産地とします。

◆輸入品は、原産国名を記載します。

- ③ 量目及び販売価格（100g当たりの価格）

- ④ 冷凍及び解凍肉にあってはその表示

※牛の肝臓又は豚の食肉（内臓を含む）は、「中心部まで十分な加熱を要する」等の情報の掲示等を行う必要があります。

●容器包装に入れたもの

- ① 食肉の種類・部位・用途
- ② 原産地
- ③ 冷凍及び解凍肉にあってはその表示
- ④ 100g当たりの価格
- ⑤ 量目
- ⑥ 販売価格
- ⑦ 消費期限または賞味期限及び保存方法
- ⑧ 加工者の氏名または名称、加工（包装）所の所在地

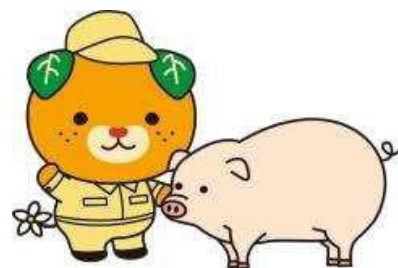
※筋切り処理等をした食肉は、「処理を行った旨」及び「飲食に供する際にその全体について十分な加熱を要する旨」の表示が必要です。

※牛の肝臓又は豚の食肉（内臓を含む）は、「中心部まで十分な加熱を要する」等の情報の掲示等を行う必要があります。

●「牛の個体識別番号」について

特定牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」により、個体識別番号の表示が義務づけられています。

（詳しくは、中国四国農政局米穀流通・食品表示監視課 TEL:086-224-4511（代）にお問い合わせください。）



国産 豚ロース
100g 000円

国産	牛モモ焼肉用	（解凍）
保存温度	4℃以下	
個体識別番号	0123456789	
消費期限	26.3.31	加工年月日 26.3.29
100g		価格（円）
あたり（円）	398	
内容量（g）	75	298
加工者	〇〇株式会社 〇〇店	
	愛媛県〇〇郡〇〇町〇〇〇	

※ は公正競争規約による業界独自の表示項目

【ご存知ですか？】

上記に加え、生食用の牛肉（内臓除く）は、次の表示事項も必要です。

◆生食用牛肉（内臓除く）の表示

●飲食店など店舗で、容器包装に入れずに提供・販売する場合

店頭、メニューなど店舗の見やすい場所に、下記2点を表示する必要があります。

- ① 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがあること
- ② 子供、高齢者、食中毒に対する抵抗力の弱い人は食肉の生食を控えるべきこと

●容器包装に入れて販売する場合

上記①・②に加え、容器包装の見やすい場所に下記3点を表示する必要があります。

- ③ 生食用であること
- ④ とさつ、または解体が行われたと畜場の所在地の都道府県名（輸入品の場合は原産国名）、と畜場の名称（及びと畜場である旨）
- ⑤ 生食用食肉の加工基準に適合する方法で加工が行われた施設の所在地の都道府県名（輸入品の場合は原産国名）、加工施設の名称（及び加工施設である旨）

